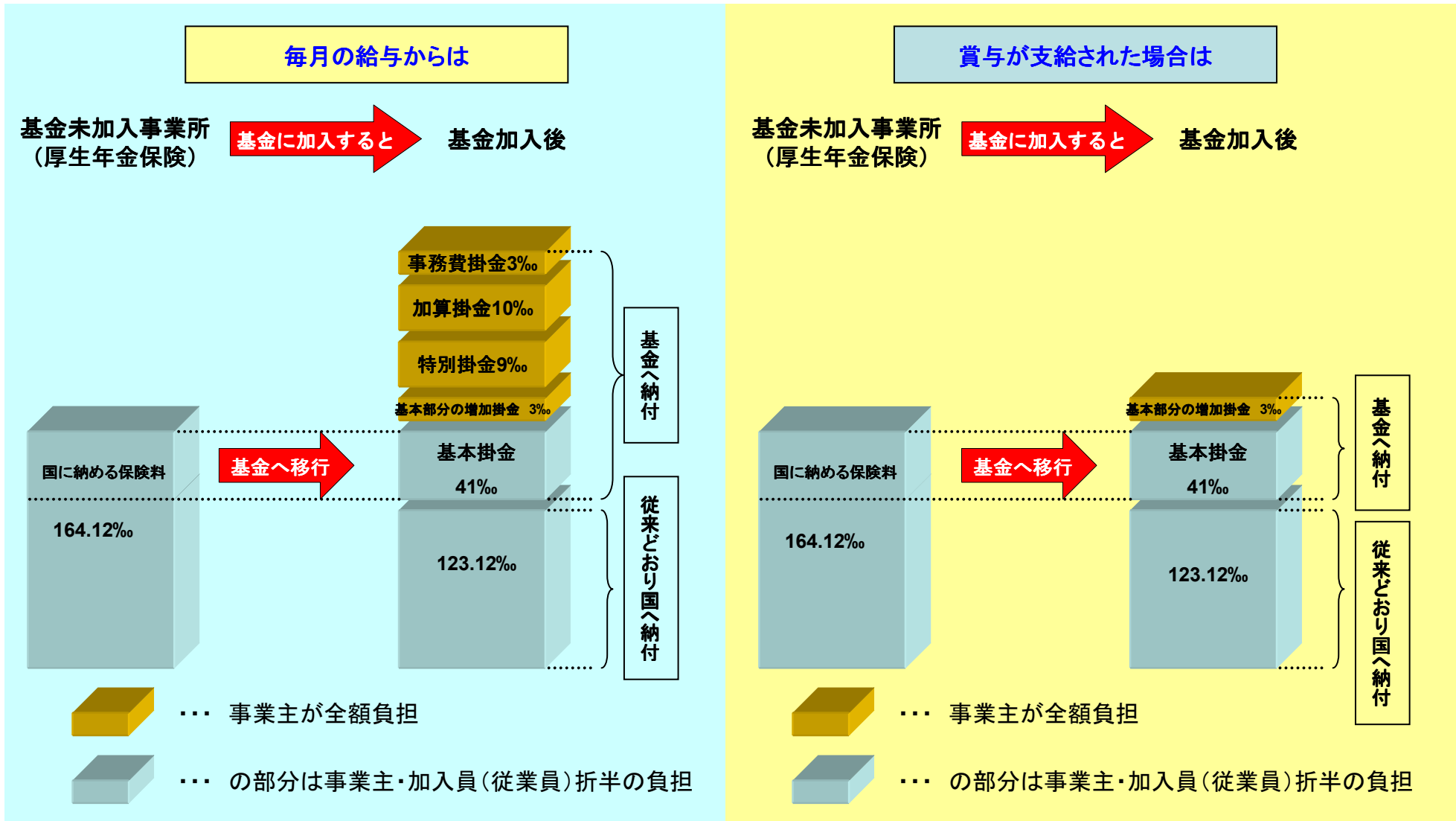


基金掛金のしくみ

適用期間：23.9～24.8



基金の掛金(基金では保険料といわず掛金といいます)には、国の厚生年金保険から移行される基本掛金(事業主・加入員折半負担)と、基金独自の上乗せ給付のための加算掛金、基本部分の増加掛金、特別掛金及び事務費掛金(いずれも事業主全額負担)があります。

●基金加入後も加入員の方の負担額には変更ありません。国に納めていた負担分を、国と基金の両方に納めるようになります。

受取額のモデル

(厚生年金保険だけの場合との比較)

退職時年齢	平均標準報酬額	加入期間	給付額					
			基金加入の場合			②国の老齢厚生年金額	基金に加入した場合の給付増加額 ①-②	一時金
			基本年金額	加算年金額	①合計			
30歳	307,718	5年	1,540,500	—	1,540,500	1,518,000	22,500	255,000
35歳	330,439	10年	3,307,500	1,388,000	4,695,500	3,261,000	1,434,500	548,000
40歳	353,160	15年	5,301,000	2,014,000	7,315,000	5,227,500	2,087,500	878,000
45歳	375,881	20年	7,524,000	2,588,000	10,112,000	7,417,500	2,694,500	1,245,000
50歳	398,602	25年	9,972,000	3,106,000	13,078,000	9,832,500	3,245,500	1,651,000
55歳	421,323	30年	12,648,000	3,568,000	16,216,000	12,471,000	3,745,000	2,093,000
60歳	444,045	35年	15,549,000	3,974,000	19,523,000	15,333,000	4,190,000	2,574,000

- この受取額のモデルは男子が25歳で加入した場合で退職時年齢の標準報酬額は加入期間中の平均標準報酬額で試算しました。
- 支給開始年齢は平均実績に基づき、基金の加算年金は60歳より、老齢厚生年金は65歳より支給開始とし、平均余命の80歳まで年金を受取るとみなして年金受給の総額を比較したものです。基金の加算年金受給期間は20年、老齢厚生年金受給期間は15年としました。
- 基金基本年金の給付乗率は5.558/1000、老齢厚生年金は5.481/1000で計算しました。
- 一時金額は退職時に加算部分を一時金として受給した場合の試算額です。
- 年金額・一時金額算出には当基金の平均標準報酬額をもとに試算しておりますので実際の給与額等により年金額・一時金額は変わります。